

第2回「与論町住生活基本計画」策定委員会

会 次 第

令和3年12月21日（火）

14：30～16：30

与論町防災センター 2階 会議室

1. 開会
2. 委員紹介
3. 委員長あいさつ
4. 議事
 - 第1回委員会によるご意見等の確認
 - 質 疑 応 答
 - 住宅・住環境を取り巻く課題の整理
 - 基本理念と基本目標
 - 与論町住生活基本計画の骨子（案）
 - 意 見 交 換
5. 閉会

与論町住生活基本計画策定委員会 名簿

区分	氏名	所属
委員長	小山 雄資	鹿児島大学理工学域工学系理工学研究科（工学系）工学専攻 建築学プログラム 准教授
副委員長	久留 満博	与論町 副町長
委員	上村 康孝	鹿児島県土木部建築課住宅政策室長
委員	村永 健二	鹿児島県大島支庁建設課技術主幹兼建築係長
委員	山下 健勇	自治公民館連絡協議会長
委員	田畑 克夫	与論町商工会長
委員	田畑 香織	与論町地域女性団体連絡協議会長
委員	阿野 和郎	建築士（(株)阿野建設 代表取締役）
委員	内野 正世	NPO法人よろん出産子育て応援隊 あんまあ〜ず 代表
委員	佐藤 澄夫	島外移住者代表
委員	沖島 範幸	与論町 総務企画課長
委員	田畑 文成	与論町 町民福祉課長
委員	田畑 博徳	与論町 教育委員会事務局長
委員	町本 和義	与論町 建設課長

与論町告示第 56 号

与論町住生活基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 3 年 9 月 15 日

与論町長 山 元宗

与論町住生活基本計画策定委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）に基づく与論町住生活基本計画の策定を行うにあたり、幅広い見地から意見等を求めることを目的として、与論町住生活基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、意見等を述べるものとする。

- (1) 住宅政策を取り巻く課題の整理に関すること。
- (2) 住宅政策の基本方針に関すること。
- (3) 住宅施策の検討に関すること。
- (4) その他、住宅政策に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員若干名で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 与論町内の有識者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選ぶものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、町長が招集し、委員長が議長を務める。

2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

(委員でない者の出席)

第 7 条 委員会において、必要があると認めるときは、その会議に専門的事項に関し学識経験のある者及びその他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、建設課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は令和 3 年 9 月 21 日から施行する。